



熊本県公報

第 1 2 1 5 0 号

平成 24 年 9 月 25 日 (火)

(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

- 指定居宅サービス事業者の指定…………… (高齢者支援課) 1
- 指定介護予防サービス事業者の指定…………… (") 1
- 障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関 (精神通院医療) の指定…………… (障がい者支援課) 1
- 障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関 (精神通院医療) の更新…………… (") 2
- 障害者自立支援法に基づく事業者の指定…………… (") 2
- 熊本県農業制度資金利子補給費補助金交付要項の一部改正…………… (団体支援課) 2

公 告

- 道路の位置の指定…………… (建築課) 3
- 道路の位置の指定…………… (") 3
- 大規模小売店舗立地法に基づく新設届出…………… (商工振興金融課) 3
- 第 1 回幸せ実感くまもと 4 カ年戦略委員会の開催…………… (企画課) 4

登 載 依 頼

- 指定講習機関の住所変更…………… (運転免許課) 4
- 運転免許取得者教育の認定を受けている教育実施者の住所変更…………… (") 4

告 示

熊本県告示第 1 0 7 8 号

介護保険法 (平成 9 年法律第 1 2 3 号) 第 4 1 条第 1 項本文の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第 7 8 条の規定により公示する。

平成 2 4 年 9 月 2 5 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(通所介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
デイサービスセンター陽だまり 天草市河浦町河浦 9 6 3 番地 1	合同会社デイサービスセンター陽だまり	平成 2 4 年 9 月 1 4 日

熊本県告示第 1 0 7 9 号

介護保険法 (平成 9 年法律第 1 2 3 号) 第 5 3 条第 1 項本文の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第 1 1 5 条の 1 0 の規定により公示する。

平成 2 4 年 9 月 2 5 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(介護予防通所介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
デイサービスセンター陽だまり 天草市河浦町河浦 9 6 3 番地 1	合同会社デイサービスセンター陽だまり	平成 2 4 年 9 月 1 4 日

熊本県告示第 1 0 8 0 号

障害者自立支援法 (平成 1 7 年法律第 1 2 3 号) 第 5 9 条第 1 項の規定により指定自立支援医療機関を次のとおり指定したので、同法第 6 9 条の規定により公示する。

平成 2 4 年 9 月 2 5 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(精神通院医療)

医療機関の名称及び所在地	指定期間	医療機関コード
ベル薬局鹿本店 山鹿市鹿本町来民591-1	平成24年9月1日から 平成30年8月31日まで	1340190

熊本県告示第1081号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第60条の規定により指定自立支援医療機関を次のとおり更新したので、公示する。

平成24年9月25日

熊本県知事 蒲島郁夫

(精神通院医療)

医療機関の名称及び所在地	指定更新年月日	医療機関コード
あじさい薬局 水俣市桜井町3丁目2-1	平成24年9月1日	0540295

熊本県告示第1082号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第51条の14第1項の規定により指定一般相談支援事業者として次の者を指定したので、同法第51条の30の規定により公示する。

平成24年9月25日

熊本県知事 蒲島郁夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	サービスの種類
たまきな荘相談支援センター「いこいば」 玉名市中46	社会福祉法人玉医会 玉名市玉名字西原2194番地 平山 晴章	平成24年10月1日	4330400013	地域移行支援、地域定着支援

熊本県告示第1083号

熊本県農業制度資金利子補給費補助金交付要項の一部を改正する要項を次のように定める。

平成24年9月25日

熊本県知事 蒲島郁夫

熊本県農業制度資金利子補給費補助金交付要項の一部を改正する要項
熊本県農業制度資金利子補給費補助金交付要項（平成24年熊本県告示694号）の一部を次のように改正する。

第1条中「及び熊本県施設園芸緊急支援資金融通措置要項第2条に規定する熊本県施設園芸緊急支援資金」を「、熊本県施設園芸緊急支援資金融通措置要項第2条に規定する熊本県施設園芸緊急支援資金及び平成24年7月大水害対策資金融通措置要項第2に規定する平成24年7月大水害対策資金」に改める。

第9条第2項中「及び熊本県施設園芸緊急支援資金融通措置要項」を「、熊本県施設園芸緊急支援資金融通措置要項及び平成24年7月大水害対策資金融通措置要項」に改める。
別表第1（第2、3条関係）を次のように改める。

資金の種類	補助率	市町村の利子補給率
1 大家畜・養豚特別支援資金	熊本県大家畜・養豚特別支援資金事務取扱要領第5条に定める率	
2 平成24年7月大水害対策資金	平成24年7月大水害対策資金融通措置要項第7に定める率	

附 則

この要領は、平成24年9月25日から施行する。

公 告

熊本県公告第506号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。

平成24年9月25日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 築造者の住所 玉名市岩崎1011番地7
- 2 築造者の氏名 有限会社信栄不動産
- 3 道路の位置 玉名市築地字八反1800番9
- 4 道路の幅員 4.00メートルから4.50メートルまで
- 5 道路の延長 57.66メートル
- 6 指定年月日 平成24年9月7日
- 7 指定番号 熊本県指令玉名景建第20号

熊本県公告第507号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。

平成24年9月25日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 築造者の住所 山鹿市杉607番地
- 2 築造者の氏名 井出忠
- 3 道路の位置 山鹿市杉字平原632番8及び同672番2
- 4 道路の幅員 5.20メートルから5.40メートルまで
- 5 道路の延長 33.05メートル
- 6 指定年月日 平成24年9月11日
- 7 指定番号 熊本県指令鹿本技管第8号

熊本県公告第508号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

平成24年9月25日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ホームプラザナフコ津奈木店
葦北郡津奈木町大字岩城字沖田74番ほか
- 2 大規模小売店舗を設置し、小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称及び代表者氏名	住 所
株式会社ナフコ 代表取締役 深町勝義	北九州市小倉北区魚町二丁目6番10号

- 3 大規模小売店舗の新設をする日
平成25年5月8日
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,869平方メートル
- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の位置及び収容台数
建物南西側 59台
 - (2) 駐輪場の位置及び収容台数
建物南側 10台
 - (3) 荷さばき施設の位置及び面積
建物西側 80平方メートル
 - (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
建物西側 24.02立方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
開店時刻 午前7時 閉店時刻 午後9時
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前6時30分から午後9時30分まで
 - (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
2箇所 建物敷地北側及び南側

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前8時から午後8時まで

7 届出年月日

平成24年9月7日

8 届出の縦覧場所及び縦覧期間

熊本県商工観光労働部商工労働局商工振興金融課及び芦北地域振興局総務部総務振興課

平成24年9月25日から平成25年1月25日まで

熊本県公告第509号

第1回幸せ実感くまもと4カ年戦略委員会を次のとおり開催する。

平成24年9月25日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 日時

平成24年10月2日(火)午後3時30分

2 場所

熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

熊本県庁行政棟本館1階101会議室

3 議題

「幸せ実感くまもと4カ年戦略」について

4 傍聴者の定員

10人

5 傍聴手続

(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付のうえ、係員の指示に従って入室することができる。

(2) 傍聴の受付は、先着順で行い、定員になり次第終了する。傍聴希望者が定員を超えたときは、入室できない場合がある。

6 問合せ先

熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

熊本県企画振興部企画課戦略推進班

(電話 096-333-2018)

登載依頼

熊本県公安委員会告示第22号

指定講習機関に関する規則(平成2年国家公安委員会規則第1号)第4条第1項の規定により、指定講習機関から次のように変更の届出があったので、同条第2項の規定により告示する。

平成24年9月25日

熊本県公安委員会委員長 武藤 徳子

名称、住所及び代表者の氏名	特定講習の業務を行う事務所の名称及び所在地	特定講習の種類	変更事項	変更後の内容	変更年月日
野田林業株式会社 熊本市西区上熊本三丁目26番3号 野田 和彦	三陽自動車学校 熊本市西区田崎二丁目1番11号	初心運転者講習	住所	東京都目黒区三田一丁目4番3-2705号	平成24年7月18日
	上熊本三陽自動車学校 熊本市西区上熊本三丁目26番3号	初心運転者講習	住所	東京都目黒区三田一丁目4番3-2705号	平成24年7月18日

熊本県公安委員会告示第23号

運転免許取得者教育の認定に関する規則(平成12年国家公安委員会規則第4号)第7条第1項の規定により、認定教育実施者から次のように変更の届出があったので、同条第

2項の規定により告示する。
平成24年9月25日

熊本県公安委員会委員長 武藤 徳子

名称、住所及び 代表者の氏名	使用する施設の 名称及び所在地	変更事項	変更後の内容	変更年月日
野田林業株式会社 熊本市西区上熊本三 丁目26番3号 野田 和彦	三陽自動車学校 熊本市西区田崎二丁目 1番11号	住所	東京都目黒区 三田一丁目4 番3-2705号	平成24年7 月18日
	上熊本三陽自動車学校 熊本市西区上熊本三丁 目26番3号	住所	東京都目黒区 三田一丁目4 番3-2705号	平成24年7 月18日